

大刀洗町告示第23号

令和4年第18回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年5月26日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和4年6月10日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

隠塚 春子

野瀬 繁隆

平山 賢治

古賀 世章

高橋 直也

平田 康雄

黒木 徳勝

東 義一

松熊武比古

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

令和4年6月10日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③令和4年度町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤報告第2号 令和3年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑥報告第3号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑦報告第8号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑧報告第4号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑨報告第5号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑩報告第6号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 報告第7号 施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額 (人的損害) の決定及び和解に係る専決処分の報告について

日程第5 承認第6号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算 (第2号) の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 議案第20号 大刀洗町文化会館設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第21号 中央公民館大規模改修工事請負契約の締結について

日程第8 議案第22号 大刀洗町消防団第2分団消防ポンプ自動車の取得について

日程第9 議案第23号 PC購入契約の締結について

日程第10 議案第24号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③令和4年度町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤報告第2号 令和3年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑥報告第3号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑦報告第8号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑧報告第4号 株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑨報告第5号 大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑩報告第6号 大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 報告第7号 施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（人的損害）の決定及び和解に係る専決処分の報告について

日程第5 承認第6号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 議案第20号 大刀洗町文化会館設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第21号 中央公民館大規模改修工事請負契約の締結について

日程第8 議案第22号 大刀洗町消防団第2分団消防ポンプ自動車の取得について

日程第9 議案第23号 PC購入契約の締結について

日程第10 議案第24号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将
監査委員 ……………	村山真知子		

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。

現在の出席議員は10人です。

ただいまから、令和4年第18回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より議場での写真撮影の申出がありましたので、許可しております。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、9番、古賀世章議員、10番、松熊武比古議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

6月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、令和4年6月3日午前9時30分から協議会室において開催し、1名欠席で、出席委員は3名でした。安丸議長及び執行者側から松元総務課長の出席を得て、協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

本定例会の会期は、6月10日から17日までの8日間と決定いたしました。

会期日程については、本日は議事日程に従って順次、議案を上程し、議案審議を進めていただきまして、本議会散会后、全員協議会を開催させていただきます。

11日、12日、13日は休会といたします。

14日は本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

15日は休会といたします。

16日は全員協議会を開催し、自由討議を行います。

17日は議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここにお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月17日までの8日間をしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。

これまでに6件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和4年4月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、令和4年度町村議会議長・副議長研修会の報告を行います。高橋直也副議長、登壇して報告願います。高橋直也副議長。

○副議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。副議長の高橋直也です。

報告をいたします。

令和4年度町村議会正副議長会研修会が、先月の5月30日、東京都赤坂にある東京国際フォーラムでありましたので、報告をいたします。

当町議会からは、安丸議長と私の2名で参加をしております。

講演会の講師の先生方は、東京大学名誉教授の大森彌氏、大正大学共生学部の江藤俊昭氏、上智大学法学部教授の三浦まり氏の3名の大学教授より、講演を行っていただきました。

東京大学名誉教授、大森彌先生の講演の内容といたしましては、「町村議会のあるべき姿」というテーマで行われ、その中で特に目を引いたのが、議会の設置は憲法要請であるという内容でした。地方公共団体という、いわゆる法人格であり、法人には議事機関が必要であると憲法93条の中に明記されているということです。

分かりやすく説明いたしますと、私たち地方公共団体には、議事機関、いわゆる今現在の議会の存在は必要不可欠で、その議会を運営する議会そのものと議員の立ち位置の必需性を再認識させられました。

また、自治とは地方政府であり、直接選挙で選ばれるのは首長と議員だけである、まれな役職であることも、重要なことの1つだというお話でした。

また、大森教授によると、一般質問通告は一切必要のないことだ、とも述べられておりました。理由といたしましては、我々議員が住民の生の声を執行部へ伝える際に、事前のすり合わせなどは、執行部が理論武装する傾向が強くなり、足で稼ぐ住民参加の声が伝わらない旨の内容と、町長は別として、職員であれば、特に担当課長レベルであれば全ての質問に回答できるはず。いつ何どき、誰に聞かれようと、おおむねの回答は取れるはずだ、というようなお話を聞かせていただきました。

その他、二代表制の意義や町村議会への期待などについてもお話を頂きました。

次に、大正大学共生学部教授、江藤俊昭先生の講演内容をお話いたします。

以前も当議会でリモートの勉強会や、大木町や広川町も交えて行われた3町合同の勉強会などでおなじみのテーマである「町村議会議員報酬について」のお話でした。

その中でも、第32回地方制度調査会答申の指摘の中で、議員報酬については、小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員の成り手不足要因であるとの内容でした。

また、数字で分かりやすく申し上げますと、大学卒業後の初任給が平均22.6万円に対し、町村議会の報酬は平均21.6万円と、大卒初任給よりも低い水準に付け加え、昇給はおろか、4年という期限付の収入不安定さが、若者の成り手、また成り手不足、政治離れの要因で、今後ますます加速するおそれがあるとの御指摘を頂きました。以前は、議員とは名誉職やボランティア精神もあったようですが、2011年、もう10年以上前のアンケートでも、8割ほどは、議員は名誉職やボランティア精神では行えないという回答が出ております。

そのような中、政務活動費は、行政への監視力や政策提言力を高めるためにも重要な条件であることを改めて認識させられました。

また、議員定数につきましても、多様化に対応するため、1常任委員会7名から8名が適当であると。6名を下回ると多様化に討議が対応できないという指摘があり、また、同じ議員が幾つもの委員会に所属すると偏った委員会運営になりかねないとのお話でした。

最初に報告いたしました大森教授同様、議事機関、いわゆる今現在の議会は日本憲法で義務づけられている機関であり、それを運営する議員の定数や報酬など、今後、議員の立ち位置をきちんと見直すことが早急な課題だと強く感じさせられました。

最後に、上智大学、三浦先生からは、「地方議会とハラスメント」のテーマでお話がありました。

今後多様化する時代の中、常識の捉え方の違いやコミュニケーションの複雑化がますます広がり、私自身も、深刻な時代の流れを痛感いたしました次第でございます。

これで報告を終わりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、東義一委員長、登壇して報告願います。東義一委員長。

○総務文教厚生委員長（東 義一） 改めて、おはようございます。総務文教厚生委員長の東義一です。

閉会中の総務文教厚生委員会の報告をいたします。

当委員会を、去る4月25日及び5月25日に、全委員5名、また安丸議長の出席の下に委員会を開催いたしました。

議題といたしまして、本年度、委員会が重点課題と位置づけをしている所管する事業を定期的に調査研究に取り組む年間活動計画に沿って、4月25日に子ども課、また5月25日には健康課、税務課、それぞれの課長、係長及び担当職員の出席を得て、現況調査及び説明を求めました。

子ども課の所管事務にあつては、保育料、待機児童の現況、また本年度、主要施策である学校へのICT情報通信技術支援員事業や子ども家庭総合支援拠点の整備について説明を求めました。

また、委員会委員からの質問で、3歳未満の保育料については、近隣の自治体は自治体よりも安く設定。待機児童にあつては、令和4年4月時点ではゼロである回答を得ました。

次に、健康課及び税務課の所管事務にあつては、国民健康保険の制度や収納状況及び滞納者への対応などについて説明を受けました。

委員から、滞納者への対応、差押えの現況などについて質疑があり、差押えは、貯金が知れ、不動産を差し押さえる場合は競売をする場合もあるという回答を得ました。

今後も、職員との意見交換を踏まえ、行政の所管事務の調査研究に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、去る5月22日、28日の両日に実施された第12回議会報告会の中では、前回の報告会で寄せられた「あなたの声をお聞かせください」について、当委員会に関するごみ、環境、教育、その他の意見・提案に対する回答を、4会場の参加の皆様に報告をしております。

以上で、閉会中の総務文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、建設経済委員会、野瀬繁隆委員長、登壇して報告願います。野瀬繁隆委員長。

○建設経済委員長（野瀬 繁隆） 改めまして、おはようございます。建設経済委員会委員長、野

瀬でございます。

私からは、閉会中の建設経済委員会の所管事務に関わる調査について報告をいたします。

令和4年5月19日木曜日ですが、14時から協議会室において委員会を開催をいたしました。出席者は、委員及び議長を含む全委員が出席をしております、行政側から、産業課長それから建設課長及び関係職員に出席を頂きました。

議題は、ため池のしゅんせつ工事、耐震調査について、そして令和4年度の水防計画についてを議題として、調査・審議をいたしました。

まず、ため池についてでございますけれども、防災重点ため池に指定されている7つのため池の概要、それから、ため池しゅんせつ事業などため池対策の進め方、そしてため池の耐震・豪雨耐性評価についてなどの具体的な内容の説明を受けております。

主な審議内容といたしましては、ため池のしゅんせつ工事に伴う残土の処理方法、いわゆる産業廃棄物ではないのか否かという処理の方法、そして、これ一般質問でもちょっと出されましたけれども、県作成の浸水想定区域を、再度、周辺地域の方々へ配付するなり周知の徹底をお願いできないかということ。そして、耐性評価を行った後の事業の流れと今後の進め方などについて、審議をいたしたところでございます。

次に、水防計画についてでございますけれども、令和4年度の水防計画はまだ作成中だということでございます。もう既に配付はありましたけれども、令和3年度の計画に基づきまして説明を受けたところでございます。

主な審議内容としましては、令和3年度計画から4年度計画で主に変更になる箇所はどこなのかということに対しまして、主に小石原川と筑後川の重要水防箇所を追記をするということ。そして、もう一つは、中央公民館の改修に伴う避難所について具体的に検討していただきたいということをお願いしております。それと、災害情報の伝達手段の充実、それと、小石原川の江戸橋下流域の改修計画の進捗はどうなっているのかというようなことについて、審議をいたしたところでございます。

その他としましては、今年度活動計画として予定しております、みやま市の視察研修を、6月下旬に行うことで日程調整をするということにいたしております。

以上で、閉会中の建設経済委員会の活動報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） 議会広報委員会委員長の平山でございます。

委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。

第174号の作成については、3月2日に広報委員会、また3月24日以降に編集会議を5回開催し、4月28日に発行しております。

行政職各位には、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力頂き、感謝申し上げます。また、校正に当たって御迷惑をおかけしておりますため、今後も編集作業の見直し等を進めてまいります。

次号、175号の発行につきましては、去る6月6日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。7月22日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中15件の記事を更新しております。内容は、本会議に関する事、委員会活動に関する事、議会報告会や議会モニター制度に関する事、その他であります。

今年度は、ホームページの運用に関する事を重点調査項目としており、先進地視察や改善を図る予定であります。

3、その他議会の広報に関する活動。

第12回の議会報告会チラシ、6月定例会の案内チラシを事務局に作成していただいたところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会運営委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 議会運営委員長の黒木徳勝です。

休会中の委員会報告を行います。

第12回議会報告会を開催いたしました。

5月22日、10時より本郷ふれあいセンターで開催し、出席者は13名でした。13時30分から大堰交流センターで開催し、出席者は22名でした。5月28日土曜日、10時より南部コミュニティーセンターで開催し、出席者は18名でした。13時30分から就業改善センターで開催し、出席者は8名。参加者の合計は53名でした。

町議会や議会報告会の御意見等をお聞きいたしまして、各担当常任委員会で整理をいたしまして、後日、報告を申し上げます。

以上で、休会中の委員会報告とします。

○議長（安丸眞一郎） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

次に、報告第2号令和3年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第8号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号

株式会社たちあらいの経営状況の報告について、報告第5号大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について、報告第6号大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について、以上6件につきましては、それぞれ報告書の提出がありましたので、お手元に配付をいたしております。

なお、報告書の内容につきましては、本日の本会議散会后、全員協議会を開き、説明を願うことにいたします。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長(中山 哲志) おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和4年第18回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にも関わりませず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今月からは福岡県が出していた福岡コロナ警報も解除され、間もなく、乾いていた田に水が入り、田んぼが美しく輝く風景が広がる田植の季節となります。今年は全国的に緊急事態宣言もまん延防止等重点措置も出ていない3年ぶりのゴールデンウィークとなり、大刀洗公園でも、新しくなった複合遊具で楽しそうに遊ぶたくさんの子供たちの姿が見られたところです。コロナ禍が収束し、子供たちの笑顔と笑い声があふれる、行動制限のない、当たり前の、日常の日々に、一日も早く戻ることを願っています。

これに関連して、60歳以上の方と、18歳以上で基礎疾患を有する方などを対象に、大刀洗町では来月から4回目のワクチン接種を開始いたします。この際、60歳以上の方には来週から接種券を郵送してまいります。町民の皆様は基礎疾患の情報について町では把握していないことから、18歳以上で基礎疾患を有する方などについては、町のコールセンターに連絡いただきますようお願いを申し上げます。

さて、気象庁は、5月24日、3か月予報を発表し、九州北部地方の降水量は平年並みだが、6月は前線や湿った空気の影響を受け平年並みか多いと見込まれると発表をしています。近年は、地球温暖化の影響で、局地的な集中豪雨などによる災害が日本各地を襲っており、大刀洗町でも昨年まで5年連続で大雨被害が生じています。

また、気象庁では今月から、線状降水帯が発生し大雨になる可能性が高い場合、半日程度前から気象情報で呼びかけを行うとともに、来週の13日からは、筑後川などの指定河川の氾濫危険情報を、これまでの実況に加え、予測に基づいて発表するよう、運用を変更いたしております。

このため、大刀洗町では、一昨日、小石原川左岸の7行政区に対し、水害に対する避難指示等の説明会を開催したところであり、今後とも住民の皆様の安全、安心の確保のため、より一層の防災力向上に努めてまいります。

さて、今議会には、コロナ禍を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の4回目のワクチン接種費用や子育て世帯生活支援特別給付事業などに必要な経費などを計上した一般会計補正予算など補正予算1件、一般会計繰越明許費繰越計算書など報告が7件、専決処分事項の承認が1件、条例の制定が1件、重要な契約等の締結が3件を提案をいたしております。いずれも重要な案件を提案をいたしておりますので、慎重に御審議頂きまして、最後には御承認頂きますようお願いを申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4．報告第7号 施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（人的損害）の決定及び和解に係る専決処分の報告について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、報告第7号施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（人的損害）の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） おはようございます。総務課の松元です。

それでは、報告させていただきます。

報告第7号施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（人的損害）の決定及び和解に係る専決処分の報告について。

施設管理瑕疵による車両事故の損害賠償額（人的損害）の決定及び和解について、地方自治法第180条の第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年6月10日。大刀洗町長、中山哲志。

1枚おめくりください。専決処分書となっております。

事故の概要です。

こちらのほうは、前回の5月臨時会のほうで物的損害のほうで説明した内容と同じとなりますが、令和3年9月18日午前8時10分頃、大刀洗町大字本郷4109-3路上にて、大刀洗町の管理の空き地の入り口の扉が相手方の使用の軽自動車に接触して、車のほうが横転し、破損しております。

大刀洗町が管理しておりました施設については、台風の強風により空き地の入り口の扉の鍵が破損し、扉が道路を塞ぐ形で開いていた状態です。

相手方につきましては、事故当日は晴れで、午前8時10分頃ということもあり対向車もおら

ず、通常走行時に回避することは可能と考えられ、制限速度を超過する速度で進行し、手前でもブレーキ等を踏まずに接触している状態ということが分かりました。

2、相手方、こちらのほうは御確認ください。

3、損失割合についてですが、大刀洗町、相手方ともに50%。

4、損害賠償額。59万4,543円の50%となっておりますので、29万7,272円となっております。

相手方が指定します口座のほうへ振り込むという形で支払いを行います。

6、専決処分の理由です。令和3年9月18日に発生した、施設管理瑕疵による車両事故に係る損害賠償（人的損害）について、損害額が確定したため、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1項の規定により専決処分をしております。

専決処分の日付は、令和4年5月30日となっております。

以上で、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5 承認第6号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、承認第6号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 承認第6号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

令和4年6月10日提出。大刀洗町長、中山哲志。

専決処分の理由といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に関し、令和4年7月支給開始に向けて、対象者を抽出するためシステム改修の費用の補正を行う必要が生じたため、特に緊急を要するという事で議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしております。

1枚おめくりください。専決処分書です。

令和4年5月27日に行っております。

2枚おめくりください。

専決第6号です。令和4年大刀洗町一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度大刀洗町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億6,437万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとに金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正予算」による。

令和4年5月27日に専決処分しております。

最後のページ、6ページをご覧ください。

歳出のほうから説明させていただきます。

3款の民生費、2項児童福祉費5目子育て世帯生活支援特別給付支援事業で、補正額90万としてシステム改修の委託料を組んでおります。

その前のページ、5ページに、同じく、歳入で、14、国庫支出金、2項国庫補助金の2目の民生費国庫補助金のほうに同じ額90万円、歳入を組んでおります。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6、議案第20号 大刀洗町文化会館設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第20号大刀洗町文化会館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 生涯学習課の佐々木でございます。私から、議案第20号について説明をさせていただきます。

議案第20号大刀洗町文化会館設置条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月10日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、ドリームカフェの使用料を定めるに当たり、当該条例の一部を改正する必要がございます。こちらが理由となります。

2枚めくっていただいて、3ページをお願いいたします。

最初に、新旧対照表で御説明いたします。左側が新、右側が旧でございます。

別表第1、ドリームホール等使用料でございますが、ドリームセンター内の部屋・設備等の使用料の時間ごと等の一覧表でございます。

次のページをお願いいたします。

一覧表の一番下に、追加をいたします。「ドリームカフェ」、「1回」、「1,000円」。
ドリームカフェの使用料を1回1,000円と条例で定めさせていただきます。

ドリームカフェ、営業を始めて6年が経過をしておりますが、今回、この使用料を改めて定め
ますのは、今まではドリームカフェの運営を、要綱をもって、実施をしておりますが、町内に
限り、お試し、チャレンジカフェという位置づけで行ってございました。そういった運営体系を一
部見直して、町外の方等も受入れをする、そういったところを考えておりますので、今回、使用
料については条例で定めるものでございます。

備考の3番でございます。使用者が物品の展示販売、商業宣伝、またはこれに類する営利目的
のために使用する場合の使用料は「基本使用料の100分の250を乗じて得た額とする」の後
に、下線部分でございますが、「ただし、ドリームカフェ使用者は除く。」と加えます。

これは、営利目的、販売であるとか営利目的である業者等が施設を使う場合は、使用料を
2.5倍頂いているものですが、ドリームカフェについては、営利目的とは言えない営業
形態がほとんどでございますので、ドリームカフェ使用者については「除く」と明文化をするも
のでございます。

2ページをお願いいたします。

一番下の附則でございます。この条例は、公布の日から施行いたします。

説明については以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 議案第21号 中央公民館大規模改修工事請負契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第21号中央公民館大規模改修工事請負契約の締結につい
てを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、議案第21号について説明をいたします。

議案第21号中央公民館大規模改修工事請負契約の締結について。

中央公民館大規模改修工事について、次のように工事請負契約を締結するため、地方自治法及
び条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

令和4年6月10日提出。大刀洗町長、中山哲志。

1、工事名、中央公民館大規模改修工事。

2、工事場所、三井郡大刀洗町大字富多819番地。

3、工期、議会の議決を得た日から令和5年6月15日まで。

4、請負契約額、3億2,560万円。

5、工事請負人。福岡県久留米市日ノ出町100番地、半田建設株式会社、代表取締役、半田利通。

提案理由でございますが、中央公民館大規模改修工事を施工するため、指名競争入札により工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いいたします。

入札結果及び契約結果表を添付しております。

5番の入札年月日でございますが、令和4年5月20日金曜日の13時30分に開札をしております。1億5,000万円以上、予定価格が1億5,000万円以上ですので、郵便入札により実施をし、6の入札場所、大刀洗町大会議室において即日開札、落札をしております。

9番の予定価格（税抜き）でございますが、3億1,794万円。

最低制限価格を設定しております。90%、0.9掛けで2億8,614万円です。

14番の指名理由でございますが、まず①、大刀洗町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱第4条により、1億5,000万円以上は1,000点以上と規定しております。

②です。大刀洗町財務規則第107条により、「なるべく5人以上指名しなければならない。」と規定しております。また、大刀洗町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱第7条第3項により、6,000万円以上は7業者以上と規定しております。

③です。令和4年1月から受け付けた競争入札参加者資格審査申請受付の業者の中から、7社を選考しました。

④です。4月15日に開催した指名委員会の選考に付し、7業者の指名を決定したところです。

その下、15番、入札結果でございます。指名した7社中、辞退が4社でございます。3名による競争入札を行いまして、2番、半田建設株式会社が、入札書比較価格、税抜きで2億9,600万円で落札決定をしておるところでございます。

次のページをお願いいたします。

工事請負の仮契約書でございます。令和4年の5月25日に締結をしております。本議会で議決を頂きまして、この契約書を本契約書としたいと考えておるところです。

次のページをお願いいたします。

参考に、改修後の図面を添付しております。

1枚目が1階部分の図面でございます。右側部分、斜線を引いておりますが、こちらは商工会館ですので、今回の工事では着手をしないところでございます。

中央下部分、エレベーターを新設する部分、それから左側上の部分、調理室の北側でございますが、色を塗っている部分は増築をいたすところでございます。トイレの改修、また多目的トイレの設置等を行い、外には身障者駐車スペースを2か所設ける予定であります。

次のページをお願いいたします。

こちらが2階部分の図面でございます。同じく2階部分も、色を塗っている部分は増築部分。中央に茶室等を設けまして、その隣に防災倉庫を整備し、避難所として使用する場合の備蓄倉庫とする予定にしております。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） これですね、最低制限設けられて、最低制限を90%で設定していたと今説明もらいましたけども、これ最低制限は公開されていなかったか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 高橋副議長の御質問にお答えいたします。

最低制限価格を公開していたかという御質問でございますが、予定価格、最低制限価格ともに公開はしていないところでございます。

以上でございます。（「してない」と呼ぶ者あり）

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということは、この落札業者、半田建設さん、予定価格の何%で落札したことになりますかね。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 高橋副議長の御質問にお答えします。

資料の1ページ、入札結果表をご覧頂きますと、予定価格が9番に記載しております3億1,794万円。これに対しまして、落札——これ税抜きです。それに対して、入札書比較価格という価格で入札をしておりますので、2億9,600万円ということで93.099%でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ちょっと一つ懸念するところがあるんですけども、ウクライナ情勢で物価が高騰しているじゃないですか。これ議会で承認されてからの本契約ということですけども、まあ約1年ちょっとぐらい、工事期間がありますけども、その間にですね、その資材の高騰とか、そういった部分で、この落札した金額で、もし工事が行えような状況になったときですね、材料代が高くなって。そういったときには、どのようなふうに、どのようなふうに対応するというの何か、この契約書の資料じゃちょっと見受けられないんですけども、何かその辺、ちょっと。もし物価がすごく上がって、ちょっと調達コストがかかって、入札金額じゃちょっとできないと。万が一、なったときの対応とかというのはどう考えているのかをちょっと聞かせてもらえればと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 引き続き、お答えいたします。

ウクライナ情勢等、私たちも大変懸念をしております、そもそも、落札ができるかどうかと大変懸念をしていたところでございます。

また、不測の事態により、資材が予想を超えて高騰した場合等、そういった、契約書に特別に定めのない部分については、甲乙協議をして定めるというふうに最終的に決めておりますので、やはり協議をしていく必要があると考えています。

工事予算については、多少の余裕を持っていますので、必要部分の増嵩も含めて予算内で対応をしていきたいと考えておりますが、不測の事態についてはまた、別途協議ということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか、ありませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第8 議案第22号 大刀洗町消防団第2分団消防ポンプ自動車の取得について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第22号大刀洗町消防団第2分団消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第22号大刀洗町消防団第2分団消防ポンプ自動車の取得について。

次のように財産を取得するため、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出。大刀洗町長、中山哲志。

1、購入物品、大刀洗町消防団第2分団消防ポンプ自動車。

2、納入場所、大刀洗町大字富多819番地。

3、納入期限、契約の効力の発生の日の翌日から令和5年3月31日まで。

4、契約金額、2,276万5,170円。

5、納入業者、久留米市梅満町136番地5、株式会社倉重ポンプ商会、代表取締役社長、倉重功。

提案理由といたしまして、大刀洗町消防団第2分団のポンプ自動車が導入から20年以上を経過したため、更新取得をするべく指名競争入札により納入業者を定めたが、その者と物品売買契約の締結をするに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得る必要があるので、提案させていただきます。

1枚おめくりください。

入札結果及び契約結果表となっております。

2の種別といたしましては、物品の購入となっております。

5、入札年月日は、令和4年5月25日水曜日の午後2時からの、6、入札場所といたしまして大刀洗町役場3階、大会議室で行いました。

9、予定価格は2,078万9,170円。

10、最低制限価格については設けておりません。

14の指名理由です。

1、大刀洗町財務規則第170条の規定により、なるべく5人以上を指名しなければならない、とされております。

2、地域性と実績を考慮いたしまして、業者の中から5者を選考いたしました。

3、5月12日木曜日に開催した指名委員会に選考に付し、上記の条件に合致する5業者を指名しております。

15、入札結果です。こちらのほうは、1社の辞退が生まれて、4社のほうで入札し、3番の株式会社倉重ポンプさんのほうが入札されております。

次のページを、2ページ、3ページ、4ページと、物品売買の仮契約書のほうをつけさせていただきます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9 議案第23号 PC購入契約の締結について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第23号PC購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課、村田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第23号PC購入契約の締結について、御説明申し上げます。

次のように財産を取得するため、地方自治法及び条例の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出。大刀洗町長、中山哲志。

名称につきましては、PC購入契約。

施行箇所としましては、大刀洗町役場。

履行期間としましては、議会の議決の日から令和4年12月28日まで。

契約額1,242万5,600円、うち消費税及び地方消費税112万9,600円となっております。

業者名は、福岡市中央区にありますリコージャパン株式会社福岡支社。

概要としましては、庁舎内において各課で業務使用しているパソコン66台を更新するものでございます。

提案理由としましては、パソコンを取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める必要があるためございまして、この議決を提出する理由としております。

次のページをお開きください。

入札結果及び契約結果表のほうをおつけしております。

5番、入札年月日につきましては、令和4年5月30日月曜日10時。

大刀洗町役場3階、301号会議室にて行いました。

9番、予定価格につきましては、税抜きの1,365万4,300円。

なお、最低制限価格につきましては、今回は設定しておりません。

14番、指名業者の指名理由といたしまして、①パソコンの導入実績のある業者の中から8社を選考しております。5月12日に開催しました指名委員会の選考に付し、8業者の指名を決定しておるところでございます。

入札結果としましては、7番のリコージャパン株式会社福岡支社が1,129万6,000円で落札決定となりました。

3ページ目が仮契約書となっております。

5条の後に、仮契約の条文を付しております。

なお、2ページが概要となっております。今回、令和4年度のPC購入の概要としましては庁舎内LIGWAN用デスクトップパソコン66台となっております。保守に関しましては、納入後、全てのパソコンにおいて5年間の保守がついております。

以上となっております。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すいません、質問というよりも、ちょっと確認だけさせていただきたいんですが、このパソコンの購入は、令和2年、3年、4年と、3か年の計画だったような気がするんですね。令和2年度、45台ぐらい購入されて、昨年が、まあ44台ですかね、そのくらいで、今度66台ということになるわけですが、この購入契約、発注するに当たって、昨年のいわゆるその発注仕様といいますか仕様書と今年の発注仕様書というのは、同じような内容になっているのかどうかというのをちょっと確認しておきたいと思います。

例えば昨年は、かなり1台当たり直せば安いんですね、単価が。今年は1台当たりになればちょっと17万ぐらいになっていますので、何か仕様が変わったのか、また、そうじゃなくて、先ほど高橋委員も質問されたように、いろんな情勢によって、やはりこういう機器はもう高くなってきているということなのか、ちょっとそこら辺の何か見解があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

野瀬議員、お見込みのとおり、物価のほうはどんどん高騰しておりますですね、機械に対しては昨年からすごくスペックが上がっているとか、そういう問題ではございません。昨年と同様というふうに理解しております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほかはございませんか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） というのは、発注仕様は去年と変わってないということで理解していいんですかね。

○議長（安丸眞一郎） それでよろしいですか。——はい、変更ないということですね。

ほか、ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第24号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第24号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 表紙の予算書の部分を1枚おめくりください。

議案第24号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度大刀洗町の一般会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出の予算補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,978万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,415万5,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

令和4年6月10日提出。大刀洗町長、中山哲志。

歳出より説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

3、歳出。

2項5目の財産管理費です。こちらのほうは、庁舎の電気料を計上いたしております。こちらのほう、電力会社の変更をしておりますので、各施設で6月補正により電話料金の増額の分を各項目にてさせていただいております。

次に、8の電算事務費は、132万5,000円補正させていただいております。こちらの主なものといたしましては、委託料のこちらのほう、システムが統一様式となってまいりますので、フォントを業者委託して統一させていくものという形になっております。

主なものだけ説明させていただきます。

次には、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費です。補正額といたしまして155万7,000円、させていただいております。こちらのほうは委託料と使用料及び賃借料で、両方とも戸籍システムの分を補正させていただいております。

次のページに参りまして、8ページです。

3款1項1目社会福祉総務費です。補正額は1,333万となっております。こちらの主なものといたしましては、22節償還金・利子及び割引料で1,301万3,000円、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金という形になっております。こちらの分は福祉課分となりまして、住民税の非課税世帯等に対する臨時特別給付金の関係の返還金という形になっております。

飛びまして、15目の非課税世帯への臨時特別給付金給付事業で132万円、こちらの分に関しましては同じく、今年度行います非課税世帯への臨時給付金のシステム改修費のみ、今回上げ

させていただきます。

3款2項1目児童福祉総務費です。こちらのほうの主なもの——補正額が1,160万7,000円となっております。めくっていただきまして、主なものといたしまして9ページの一番上、22節償還金・利子及び割引料で1,084万4,000円、こちらのほうは住民課が行いました令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の給付事業補助金の返還金となっております。

飛ばしまして、5目の子育て世帯生活支援特別給付金支援事業です。補正額といたしまして1,336万5,000円、組まさせていただきます。主なものといたしまして、18節の負担金・補助金及び交付金です。こちらのほうに1,135万、上げております。こちらのほうが、低所得者子育て世帯生活支援給付金、その他の世帯という形になっております。

続きまして、4款1項12目新型コロナウイルスワクチン接種事業です。こちらのほうが1,402万円補正させていただきます。主なものといたしましては12の委託料で、新型コロナウイルスの予防接種委託料の個別分が主なものとなっております。

10ページと11ページに関しましては、各施設、小中学校施設等の電気料が主なものになっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議、よろしくお願いいたします。——すみません。

○議長（安丸眞一郎） はい、再度、松元課長。

○総務課長（松元 治美） 失礼いたしました。歳入を忘れておりました。

5ページをお願いいたします。

歳入です。

14款1項1目民生費国庫負担金です。こちらのほうは、特例給付費負担金分の3分の2と、その下の衛生費国庫負担金のほうはコロナワクチンの予防接種事業の負担金となっております。

14款2項1目総務費国庫補助金です。こちらのほうは916万6,000円。主なものといたしましては、個人通知・個人番号カードの交付事務の補助金や社会保障・税番号制システム整備費補助金の事務内連携等の金額となっております。

続きまして、2目の民生国庫補助金です。こちら1,468万5,000円。こちらのほうは、給付金事業の分となっております。子育て世帯と非課税世帯の部分となっております。

3の衛生費国庫補助金です。こちらのほうも併せまして新型コロナウイルスワクチンの接種の補助金となっております。

15款1項につきましては——すみません、飛びまして、18款1項1目の基金繰越金です。こちらのほうに4,834万4,000円、財政調整基金の繰入金として繰入れをいたしております。

以上で、主な歳入の説明を終わります。御審議のほう、よろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 歳出のほうなんですけど、各小学校や中学校、各公共施設の電気代があっちこちで上がってきていますけども、この時期に補正で上げてくるという理由をもう少し詳しく教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 全協で御説明いたしましたとおり、本当でしたら1月からの分はウエスト電力さんのほうと契約しておりましたが、それが九州電力さんのほうに切替えとなりまして、燃油高騰等もあり、金額の契約が増加しておりますので、補正させていただいたというところがございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） トータル、どのくらい上がりましたかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 全体で2,800万ほど増加をしております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） かなり、上がったということは、それまでかなり安くなっていたということだろうと思うんですけども、これ契約満了での、そのウエスト何とかさん、契約満了での、今度新しい、また元の九電さんに戻る契約の切替えみたいになるんですかね。それともウエスト何とかさんとは途中で契約が破棄されて今回このようになったんでしょうかね。そこをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） ウエスト電力さんとは契約の途中でしたが、ウエスト電力さん自身が電気の小売事業から撤退されるという形になりますので、電気の供給ができないという形になり、九州電力さんのほうとの契約切替えを行っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいです。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） まあ、そこはもう九電さんがすぐ対応してくれたということでもよろしいんだと思うんですけども、そのときに、そのウエスト何とかさんとの契約内容で、先方からの契約破棄ということであれば何か、契約破棄に対する何か、違約金とか、そういった何かトラブルとかはなかったんでしょうかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） まだ内容的には決まっていないので、うちの大刀洗町だけではなく広域で一緒に契約している部分もありますので、近隣市町村と話し合いながら今後の対応を決め

ていきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、補正で上がっている中で、庁舎とかが入っていないんですけども——庁舎。町役場ですね。町役場とかは補正で上がってきてないんですけども、電気代の補正予算のほうでです。庁舎は、そのウエスト何とかさんとは契約してないんですか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） すみません、庁舎のほうもウエスト電力さんとなっております、7ページの財産管理費のほうに、10の需用費で300万、上げさせていただいております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） すいません、そこは見落としていましたので、すいません、申し訳ありません。

あと最後に、この約2,800万、歳入のほうではどこからの繰入れになる、なっているんでしょうかね。財調のほうから繰入れなんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 2,800万増加した分については、一般財源のほうから支払っていくという形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほかはございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

8ページの3款1項の15目ですか、非課税世帯への臨時特別交付金事業のシステム改良費が150万ほど計上されています。説明では、昨年と同様というような説明で、まずはちょっとシステム改良をするという説明でございました。昨年は、たしか1月ぐらいに、専決処分で1世帯当たり10万の1億7,000万ぐらいの補正があったというふうに記憶しております。

今年もですね、いわゆる今回もやろうとするその給付の対象者というのは同じなのか、そして1世帯当たりの給付額がどのくらいになるのか。それと、その給付開始時期というのをどのくらいに考えてあるのか分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） それでは、野瀬議員の質問にお答えします。

システム改修が必要になった理由でございます。これは、今までは令和3年度の非課税世帯という形で動いております。しかしながら、今度、税情報が更新されまして、令和4年の6月1日からの非課税世帯で令和4年度の支給を行うということになりますので、その分についてのシス

テムの追加がございます。

令和4年度の非課税世帯につきましても、1世帯当たり10万円ほどの支給額となっておりますところでございます。

それと、見込みとしましては、現在、令和3年度で支給を行った対象世帯は、ほぼ95%の世帯を給付しておりますが、残り5%。それとあと令和4年度の税情報で非課税世帯になった世帯につきましては、まだそのシステムが改修されておられませんので、どれだけになるかというめどがまだ立っていないという状態でございます。その辺りは早急に対応したいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 私の読み違いかも分かりませんが、いわゆる、その2021年度で対象になった方はですね、今回の対象じゃなくて、それ以外で新たに、非課税世帯になった方に給付するというふうに、ちょっと、読んだような気がするんですけど、そこ間違いないですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 御質問にお答えします。

今、野瀬議員がおっしゃられたようにですね、令和3年度で非課税世帯で当たって支給があったものにつきましては、令和4年度の支給の対象にはなりません。

ただし、令和4年の6月1日の税情報で非課税世帯になった場合、これは例えば前回は課税世帯であっても、支給がなかった世帯が例えば何らかの原因により世帯分離をして世帯主が非課税になった、そういったところに対しては、4年度分で支給をするということになります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっと聞き漏らしたと思いますけど、いつぐらいぐらいの支給を予定してあるかというのは、分かりますか。

○議長（安丸眞一郎） 矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） 実は、まだ国の体制というか、その要綱自体がですね、まだ案の状態で固まってないというのが今現状でございます。こちらが固まり次第、対応したいと思っておりますが、できれば、来月の7月あたりに案内状を発送して、支給を行いたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほか、ございませんか。野瀬繁隆議員。

○議員（４番 野瀬 繁隆） ちょっと、違う項目でよろしいですかね。

○議長（安丸眞一郎） もちろん。

○議員（４番 野瀬 繁隆） ９ページの３款２項の５目、いわゆる子育て世帯の生活支援特別給付支給事業ですか、今回新たに補正が上げられております。これは、実は昨年も、１世帯当たり５万円だということで支給されていて、途中でちょっと減額された経緯がどうもあるみたいでございませう。

これでですね、この括弧書きで、その他の世帯ということだけが全部補正されているみたいですが、これ確か、いわゆる児童扶養手当を受けている方ですね、いわゆる独り親というか、その方と、その他の世帯というふうに分けられていたような気がするんですよ。独り親の世帯というのは、ないのかどうかちょっと分かりませんが、そこら辺は、みんなその他の世帯になっているみたいですが、そこは、いわゆる独り親の分というのは全くないというふうにご考慮よろしいかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 野瀬議員の御質問にお答えします。

その他の世帯ということですが、野瀬議員のおっしゃるとおり、独り親世帯ですね、児童扶養手当の受給者についても、この５万円の支給というのはございませう。

ただ、予算化してございませうのは、児童扶養手当につきましては県のほうからのプッシュ型で行われるということになっておりますので、町での予算化というのはいりませう。

以上でございませう。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほか、ございませうか。８番、東義一議員。

○議員（８番 東 義一） １１ページの教育費、保健体育費の委託料ですね、運動公園管理費の委託料。これ４万７千１、０００円という形で、運動公園トイレ清掃業務委託という形で計上されておりますが、昨年、運動公園のトイレ関係は改修がなされたというふうにご記憶しておりますが、この４万７千１、０００円という根拠をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 東議員の御質問にお答えいたします。

運動公園のトイレ清掃委託料の根拠をということでございませうが、東議員がおっしゃられたとおり、昨年度、改修・増築工事を行いまして、トイレがきれいになっております。その分のトイレについて、今まで運動公園の管理人が清掃を行ってございましたけれども、これを新たにシルバー人材センターに委託をして、清掃をしていただくという分の委託料でございませう。

理由としましては、トイレの数が、かなり増えております。多目的トイレを新設しております

し、また東側に新たにトイレを、新たに増築をしております。その分もありますので、管理人、今までどおりの管理人の対応では難しいと考えまして、シルバー人材センターに週2回の委託をする分の委託料でございます。

ちなみに、委託をするのは、東側、西側にあるトイレのみでございまして、管理棟1階・2階にあるトイレは今までどおり、運動公園管理人で行うというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 内容は理解できましたが、この委託料につきましては、まあ諸事情があったということは今、課長のほうから伺ったんですけど、これは当初予算でも、そういったふうな管理人関係とか、清掃する等に支障があるとか、これは当然、当初予算で計上すべき案かなというふうな、私が考えておりますけど、その点、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 引き続き、お答えいたします。

なぜ当初予算に計上できなかったという御質問でございますが、こちらについては、当初予算に計上を試みましたが、総務課の予算査定の際にですね、削除をされております。

その削除された予算をなぜ再度計上しておるかというのと、3つほど理由がございまして、まず、4月1日に私が着任しましてすぐ、運動公園の使用者の方々、本当に多数の方々から、せっかくトイレがきれいになったんだから、きれいに保っていただきたい、管理人だけでは、トイレも増えているし、清掃し切れないのではないかとという要望を、かなり多数頂きました。

2番目ですが、先ほど申し上げたとおり、便器等の数かなり増えております。建物の数も増えておりますし、管理棟から遠く離れた場所にもございます。また、多目的トイレも設置されているところでございます。ですので、管理人のみによる対応は難しいというふうに考えました。

最後に3番目でございますけれども、大刀洗公園も同じような形態で管理人が管理をしておりますが、あれは、管理業務とは別に、シルバー人材センターに清掃、トイレ清掃または草刈り等を別に委託をしております。

それらを参考にしまして、今回計上に踏み切った事情でございます。御理解頂きたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほか、ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今、課長の答弁でですね、当初予算に計上していたが、予算査定で削除されたという経緯であるということ伺ったんですけど、予算査定、まあ大浦副町長だと思

いますけど、その点のいきさつというか、そこをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 東議員の質問にお答えさせていただきます。

毎年度ですね、新規予算について、各課からいろいろ上がりました予算について、財政課とともに予算査定をさせていただきます。そのときに、当初上がりましたのが、やはり、運動公園は増築する部分があるので、そこは上げたいという希望があったのは、確かでございます。

その時点で、検討いたしましたのが、とりあえず財政の状況もありますので、これまでの状況を考えたら、管理人がいらっしゃいますので、そちらのほうではできないかというふうなことをですね、話をして、それで一応、取り下げるとするか、その時点では計上しないというふうになったんですが、その後、今回こうやって計上させているのは、いろいろ状況を聞きました。その状況につきましては、ただいま生涯学習課長のほうからの報告のとおりでございます。それを含みまして、今回計上をさせていただいているところでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほか、ございませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 7ページ目の総務費の中で選挙費というのがありますが、もう近々、参議院のですね、選挙が行われるということで今、報道関係では言われております。

この中で、12の委託料、58万4,000円ですか、その詳細といたしましては公営掲示板設置撤去委託料ちゅうのが48万8,000円、入っとるんですけど、これもう当然、当初から、選挙があるちゅうことでですね、考えれば、公営掲示板の設置とか撤去、これは当初から入っとるんじゃないかと思うんですが、何で今頃こういうやつを補正組まれとるか、その辺のところをちょっと御説明頂きたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） こちらのほうの予算に関しましては、今回、1日期日前が増えておりますので、その分で立会人の報償費等も1日分を増加させていただいております。

先ほど古賀議員が言われました、掲示板の設置撤去につきましては、当初10名ほどの立候補者の看板を設置する予定で予算のほう組ませていただいておりますが、18名ほどの貼れるような看板に変更をお願いしたいということになりましたので、倍近くの金額が必要になったということで、改めて追加で補正させていただいているところです。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかはございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで、1日目の質疑を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前10時28分
